附則第二十四条、附則第二十五条の前の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第四項及び第五項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項第二号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同号ロ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項第三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号ロ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成三十一年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に改め、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同項第一号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「平成二十八年度類似用途変更宅地等」を「平成三十一年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成三十一年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第四項第一号中「平成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項第二号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同号ロ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項第三号中「平成二十八年度類似課税標準額」を「平成三十一年度類似課税標準額」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同号ロ中「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項第四項第一号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十二年度類似課税標準額」に改め、同項第五項中「平成二十九年度から平成三十二年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十七条の二第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「みなして」を「みなして」に改め、同条第五項中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十七年度特定市街化区域農地」を「平成三十年度特定市街化区域農地」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十九年度特定市街化区域農地」を「平成三十二年度特定市街化区域農地」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「みなして」を「みなして」に改め、同条第六項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「みなして」を「みなして」に改める。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度　次に」を「平成三十年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、同号ロ中「平成二十七年度　次に」を「平成三十年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第二号イの項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第二号ロの項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同号ロ中「平成二十八年改正前の地方税法」を「平成三十一